

秘密保全に関する法制の整備のための法案提出に反対する意見書

静岡県弁護士会
会長 齋藤 安彦

(意見の趣旨)

2011年8月8日、政府が招集した「秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議」が、「秘密保全のための法制の在り方について(報告書)」(以下「有識者会議報告」)を政府に提出し、同年10月7日、政府は現通常国会へ秘密保全法制の法案を提出することを決定している。

しかしながら、「有識者会議報告」が想定する秘密保全法制は、その法制化の必要性が示されていないばかりか、国民主権原理から要請される知る権利などの権利・自由を侵害する内容となっており、重大な問題がある。

よって、当会は、秘密保全法制の法案提出に強く反対の意思を表明する。

(意見の理由)

1. 「有識者会議報告」は、情報漏えい事件の発生などを秘密保全法制の制定根拠とするが、「主要な情報漏えい事件等の概要」として揚げられている事件8件は、いずれも現行法制で対応できるものであり、そこで問題とされている情報は新たに重罰をもって漏えいを規制しなければならないような性質のものではない。このような類の情報漏えい防止のために、国民が重要な権利自由の制約を甘受しなければならない理由はない。
2. 「有識者会議報告」は、対象となる秘密(「特別秘密」)について、①国の安全、のみならず、②外交、③公共の安全及び秩序の維持の分野まで対象とすべきとする。しかし、これではほぼあらゆる分野の事項が「特別秘密」となってしまう。1985年に廃案となった国家秘密法案でさえ対象となっていた分野は防衛、外交にとどまっていたことからしても、対象が広範すぎることは明らかである。さらに、「特別秘密」の指定は行政機関の判断のみで行われ第三者機関がチェックする仕組みは用意されていない。「特別秘密」の範囲を限定する有効な方法は提案されているとは言えず、「特別秘密」の範囲が無限定に拡大することが強く懸念される。
このように「特別秘密」の概念は曖昧かつ広範であることから、その漏えいや「特別秘密」取得行為に対して厳しい罰則規定を設けることは、罪刑法定主義の観点からも重大な問題がある。また、秘密保全法制に違反して起訴された場合、「特別秘密」の性質上、その内容を非公開にしたままの審理を余儀なくされたり、弁護人が弁護活動のために「特別秘密」にかかる調査をすることを秘密保全法に違反する行為とされるおそれがあり、弁護活動は著しい制約を受けかねない。ひいては国民の裁判を受ける権利が著しく侵害されることが強く懸念される。
3. 「有識者会議報告」は、禁止行為として、過失による漏えい、漏えい行為の独断教唆、扇動行動、共謀行為や、「特別取得行為」と称する秘密探知行為までも処罰しようとしているが、禁止行為の範囲があまりに広すぎ、萎縮効果が大である。これでは単純な取材行為すら処罰対象となりかねず、報道機関の取材及び報道行為を萎縮させ、国民にとってもオンブズマン活動等に対する重大な萎縮効果をもたらすこととなる。
4. 「有識者会議報告」は、「特別秘密」を保全するためには「特別秘密」を取り扱う者自体の管理を徹底することが重要であるとし、秘密情報を取り扱う者について日頃の行いや取り巻く環境を調査し、対象者自身が秘密を漏えいするリスクや外部からの働きかけによって漏えいするリスクの程度を評価することによって、秘密情報を取り扱う適性を有しているかどうか判断する「適性評価制度」の創設を提起している。しかし、同制度が予定している調査事項は、広域で、かつ「我が国の利益を害する活動への関与」の有無といった抽象的な事項まで含まれていたり、対象者に影響を与える者として配偶者までもが調査の対象者となっていたり、情報収集手段として第三者機関への照会や上司・同僚への質問が予定されている。よって同制度の導入により対象者やその配偶者など対象者の周囲にいる者のプライバシーを過度に侵害することが懸念される。
当会には、1985年に国家秘密法案が国会に提出された際、故大石隆久弁護士を中心に、その年静岡県で開催された関連大会での反対決議、秋田県で開催された人権大会での反対決議の成立に奔走し、さらに県弁護士会として地方議会に制定反対の請願運動を展開した歴史がある。こうした歴史を有する当会は、本法案が国会に提出されないよう強く求めるものである。